

被災者に係る組合員証等の再発行及び保険医療機関等での受診について

○ 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失された場合は、所属所の共済組合事務担当者に再交付申請書を提出してください。速やかに組合員証等を再発行いたします。

所属所の共済組合事務担当者に提出することが困難なときは、直接、共済組合保健課に対して再交付の申請を行ってください。

○ 組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診

被災者の方は、組合員証等がなくても保険医療機関等の窓口で氏名、生年月日、組合員の勤務先の申し出を行うことにより保険診療を受けることができます。

お問い合わせ：共済組合保健課 TEL 0952-29-0332